

# 飼料の安定供給のため飼料輸送の合理化に努めましょう！

我が国の物流は働き方改革推進法の制定により、トラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用され、輸送力が不足する「2024問題」に直面しております。特に、飼料輸送においては、バルク車やクレーン車等の特殊車両で配合飼料タンクへ飼料を補充する際に、タンクのはしごを登り蓋を開ける高所作業などが負担となり、飼料輸送の人材確保が困難になっております。

今後、飼料輸送体制を維持していくために、畜産農家、飼料メーカー・販売店及び運送事業者が一体となり飼料輸送の合理化を図るために畜産農家として次の点に注意して取り組みましょう。

○飼料の搬入時に、地上から開閉可能な配合飼料タンク蓋開閉装置等を活用し、危険な高所作業を削減する。

○配合飼料タンクのはしごに背かご等の安全対策をとると共に、支柱やはしごの腐食・劣化を防ぐ。

○運送事業者が行う、配合飼料タンク内の飼料在庫確認作業やバルク車への添加剤投入作業などは、運送以外の付帯業務であり、合意なしには運送事業者に行わせることができない。また、運送事業者と運送契約を結ぶ際には、付帯業務を明示して適正な料金を支払う必要がある。

○飼料の突発的な直前発注は、他の畜産農家への配送が滞る原因となるので余裕を持った適切な発注を行う。

お問い合わせは山梨県東部家畜保健衛生所まで

電話・・・055-262-3166 FAX・・・055-262-3108

夜間、土日・休日の連絡は・・・090-5535-8005・090-5544-7868